

新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル（2021年4月22日現在）

※学生の皆さんは、以下の表をよく読んで、対応をお願いします。

状況	学生のみなさんにとってほしい対応
いつでも 誰でも（平常時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の感染状況に応じて、不要不急の外出を避けるなど、配慮ある行動をとる。 ・ 「3つの密」を避ける。 ・ 手洗いやマスクの着用などを徹底する。（マスクを忘れたら教室に入る前に事務局でマスクをもらう） ・ 登校する場合は登校前に検温し、記録をとる。（検温を忘れた場合は事務局にある体温計で学校で検温する） ・ 行った場所や時間の記録（行動記録）をとる（感染した場合、感染の可能性が出た場合の対応のため）。記録用紙は WebClass で配布する。 ・ 学内で机等を利用したら除菌する。
咳・発熱がある <ul style="list-style-type: none"> ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（症状が4日以上続く、解熱剤などを飲み続けなければならない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への登校や外出、イベント等への参加を控える。 ・ かかりつけ医等に電話をして相談する。 ・ 相談先に迷う場合（かかりつけ医がいない、夜間・休日など）は、「山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（055-223-8896、24時間対応）、各市町村の受診・相談センター」に電話をする。 ・ PCR検査を受けることになった場合は短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。
感染者となった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や保健所、行政機関の指示に従う。 ・ 連絡が可能な場合は、速やかに短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。 ・ 登校については、治癒するまでは禁止（出席停止）。
濃厚接触者となった （保健所等に認定された）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所からの指示に従う ・ 短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。 ・ PCR検査の結果が陰性だった場合でも、本学から自宅待機を要請することがあり、要請のあった場合は指示に従う。
濃厚接触者となった（自分で気づいた）	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医等に電話をして相談する。 ・ 相談先に迷う場合（かかりつけ医がいない、夜間・休日など）は、「山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（055-223-8896、24時間対応）、各市町村の受診・相談センター」に電話をする。 ・ 短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する
濃厚接触者と濃厚接触した	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医等に電話をして相談する。 ・ 相談先に迷う場合（かかりつけ医がいない、夜間・休日など）は、「山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（055-223-8896、24時間対応）、各市町村の受診・相談センター」に電話をする。 ・ 短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。 ・ 登校については短期大学事務局に問い合わせる。接触に気づいてから最低2週間をめどに、登校を控えるよう指示される場合がある。
感染者・濃厚接触者と濃厚接触はしていないが、接触した可能性はある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の健康状態に常に注意を払う。 ・ 感染対策・拡大予防に配慮した行動をする。

海外から帰国した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国時は入国管理局の指示に従う ・ 帰国後は短大事務局（TEL 055-224-1400）に連絡し、渡航先、帰国日、帰国後の様子を伝える。
----------	--

※濃厚接触とは？（濃厚接触の具体例）

- ・ 感染者と同居している。
- ・ 感染者と長時間、自動車や航空機など閉鎖された空間で過ごした。
- ・ 感染者のくしゃみや咳を直接浴びた。
- ・ 感染者と手を伸ばしたら届く近距離で対面でマスクなしで会話をした。
- ・ 感染者と食事をした。
- ・ 必要な感染予防（手袋・マスク・防護服など）を行わず、感染者を看護した。

※「3つの密」を避ける

（1）換気の悪い密閉空間 （2）多数が集まる密集場所 （3）間近で会話や発生をする密接場面を避けましょう

- ・ ドアを開け換気しましょう
- ・ 席は一つ空けて座りましょう
- ・ 向かい合ってマスクなしで話すのはやめましょう
- ・ 昼食時は会話を控えましょう
- ・ 公共交通機関を利用する場合はマスクを着用し人と向き合わないようしましょう
- ・ こまめに手洗いをしましょう

※「受診・相談センター」

名称	電話番号	管轄地域
中北保健所 (地域保健課)	0551-23-3074	甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、南アルプス市、北杜市
峡東保健所 (地域保健課)	0553-20-2752	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南保健所 (地域保健課)	0556-22-8158	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部保健所 (地域保健課)	0555-24-9035	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
甲府市保健所 (医務感染症課)	055-237-8952	甲府市